

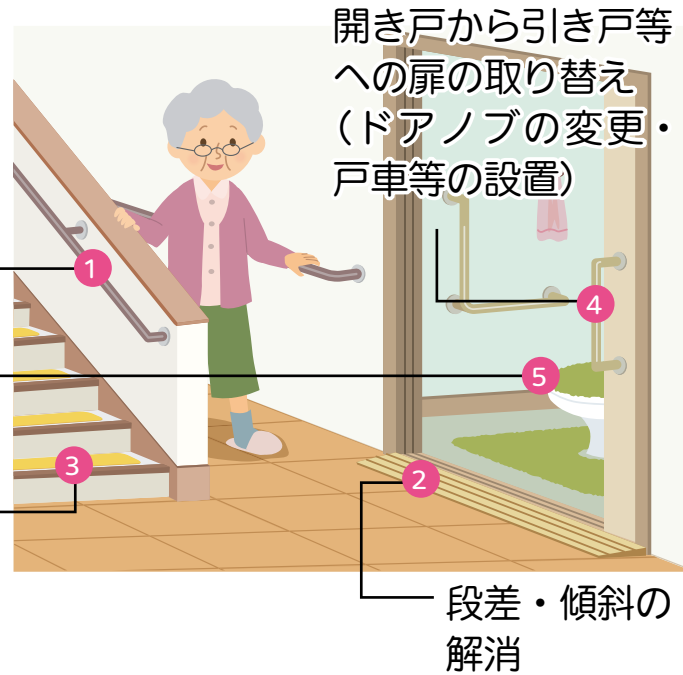


より安全な生活が送れるように住宅改修を行う

要介護 1~5 要支援 1~2 **居宅介護住宅改修** (介護予防住宅改修)

生活環境を整えるための小規模な住宅改修を行ったときは、費用の9割が支給されます。要介護区分に関係なく20万円が上限です。自己負担は1割なので、20万円の住宅改修を行ったときの自己負担は2万円です。(18万円が支給されます。)

- 工事を検討する際に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーか介護保険課に相談しましょう



- 1 手すりの取り付け
- 2 和式便器から洋式便器への取り替え
- 3 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更

開き戸から引き戸等への扉の取り替え (ドアノブの変更・戸車等の設置)

段差・傾斜の解消

◎介護保険の対象となる工事

- 1 手すりの取り付け
- 2 段差・傾斜の解消
- 3 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
- 4 開き戸から引き戸等への扉の取り替え (扉の撤去を含む)
- 5 和式から洋式への便器の取り替え
- 6 その他これらの各工事に付帯して必要な工事

※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります

利用限度額 / 20万円まで (原則1回限り)

※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます

※引っ越しをした場合や要介護度が著しく高くなった場合、再度支給を受けることができます

※本人や家族などが住宅改修を行ったときには、材料の購入費が対象となります

費用の支払いについては次の方法があります。

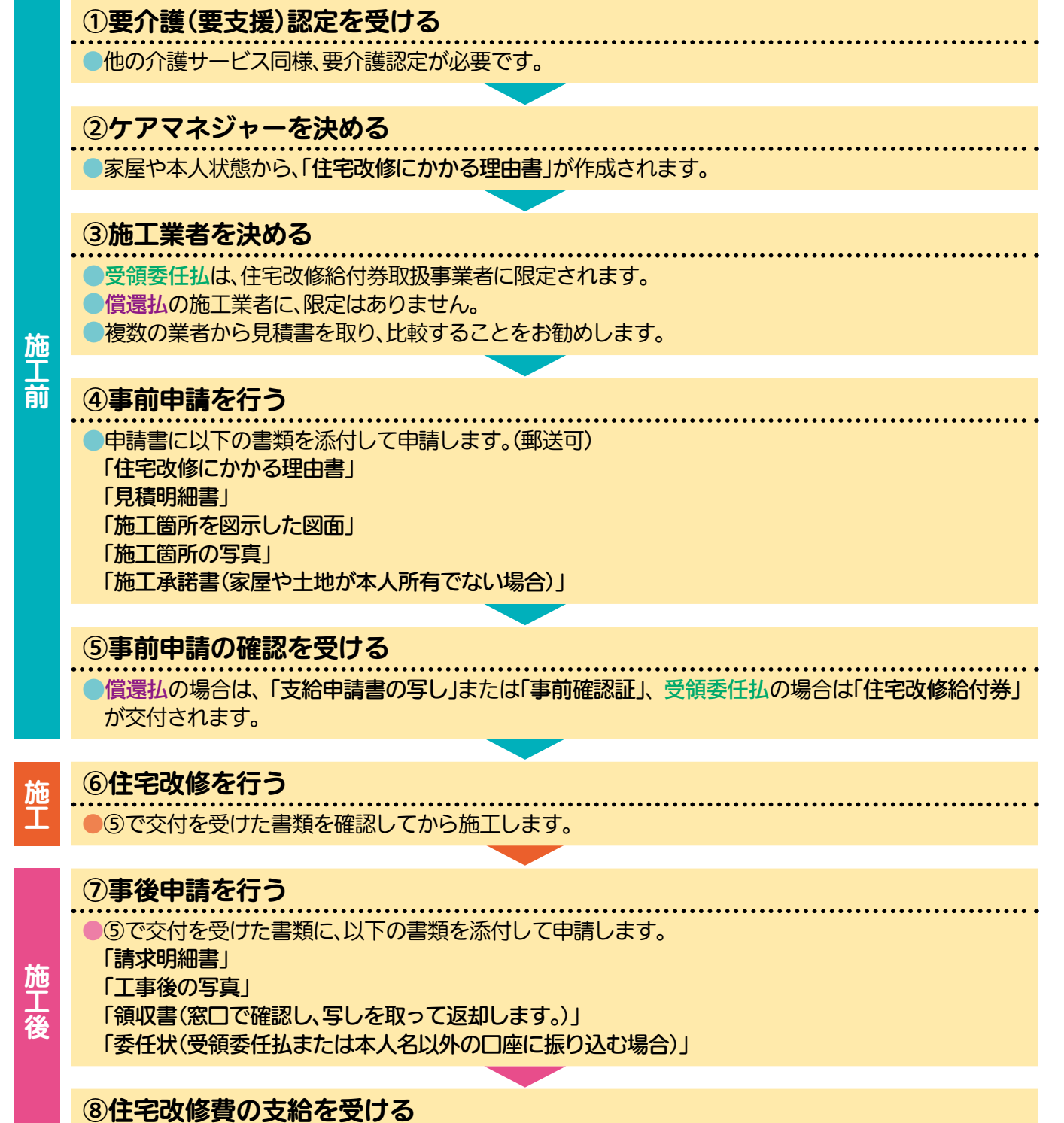
- ①償還払…費用の全額を事業者へ一旦支払い、後から9割分が長崎市より利用者へ支給されます。**施工前と施工後に申請が必要です。**
- ②受領委任払…費用の1割分を事業者へ支払い、9割分を長崎市より事業者へ直接支払います。**施工前と施工後に申請が必要です。長崎市へ登録している事業所に限ります。**

申請方法

施工前に必ず事前申請(償還払、受領委任払)を行い、確認を受けてください。

事前申請の確認を受ける前に施工を行った場合は、住宅改修費の支給対象となりませんのでご注意ください。

*申請書類等についての詳細は、介護保険課にお問い合わせください。



しくみと加入者

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

費用の支払い

地域支援事業

在宅生活支援事業

介護保険料